

納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めないでいると万一の事故のときなどに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなかったり、将来のための老齢基礎年金も受け取れなくなったりします。納めることが困難な場合は、免除制度・納付猶予制度・学生納付特例制度を利用しましょう。

免除制度

(全額免除・一部免除)

所得審査対象／本人と配偶者、世帯主

納付猶予制度

所得審査対象／50歳未満の本人、配偶者

※全額免除、納付猶予の承認を受けた人で、継続審査の申し出をしている場合は、申請する必要がありません。

学生納付特例制度

所得審査対象／大学や専門学校などの学生

〈共通事項〉

制度の要件など

- 所得審査対象全員が、次のいずれかに該当すること。
- 前年の所得が基準額以下の人(別表)
- 退職や事業が廃止となったことが確認できる人
- 障害者または寡婦で、前年の所得が125万円以下の人
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- 特別障害給付金を受けている人
- 制度の申請に必要なもの
- 年金手帳または基礎年金番号

の分かるもの(納付書など)

- 家族が申請する場合は、印鑑と本人確認のできるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- 退職などの場合は、そのことが確認できる書類(雇用保険受給資格者証の写しなど)
- 学生は、学生証(コピー可)または在学証明書

申し込み・問い合わせ先

佐原年金事務所

☎ 0478・54・1442

市保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5332

知っておこう

免除制度などを利用すると……

保険料の免除や納付猶予などを受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし表にあるよう、利用した制度によって、年金額に反映される内容に違いがあります。

なお10年以内であれば、追納して老齢基礎年金の受給額を、満額に近づけることが可能です。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金(受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○ ^{※1}	○
一部免除 ^{※2}	○	○ ^{※3}	○
納付猶予・学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

- ※1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。
- ※2 承認された期間、一部納付の保険料を納めることが必要。
- ※3 納付割合に応じて反映。

〈別表〉所得の基準額の計算方法

全額免除・納付猶予	35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円	
一部免除	3/4免除	78万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数× [※] 38万円+社会保険料控除額など
	半額免除	118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数× [※] 38万円+社会保険料控除額など
	1/4免除	158万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数× [※] 38万円+社会保険料控除額など
学生納付特例	118万円+扶養親族(16歳以上19歳未満を除く)などの数× [※] 38万円+社会保険料控除額など	

※老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)がいる場合48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)や扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)がいる場合は63万円に置き換える。